

生駒市規則第21号

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月27日

生駒市長 山下 真

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則（平成14年3月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第4条中「、派遣先団体」を「及び派遣先団体」に、「及び同項」を「並びに同項」に改める。

第7条を次のように改める。

（退職派遣者に関する報告）

第7条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者となった者に係る特定法人の名称、特定法人の業務に従事すべき期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に同法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を市長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

- 2 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月生駒市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項第3号中「公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

- 3 生駒市職員の育児休業等に関する規則(平成4年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第2号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項第1号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に改め、同項第3号中「公益法人等への生駒市職員の派遣に関する規則」を「公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

- 4 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第7号中「公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項中「公益法人等

派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条の10第1項第3号及び第4条の12第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第5条の5第3項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第6条第1項第8号、第10条第2項第2号及び第16条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

- 5 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年11月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項第4号中「公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」に改める。